

質的研究におけるデータの代表性と解釈の妥当性

横山 草介

Data Sampling and Interpretive Validity in Qualitative Research

Sosuke Yokoyama

要旨：

本稿の目的は、質的な研究の立場から、質的な研究に固有の強みを振り返りつつ、数量的な研究の強みとは異なる質的な研究に固有の方法論上の基礎を再確認する作業に取り組むことにある。この作業に取り組むにあたって、本稿では G・W・Allport による『精神科学における個人的ドキュメントの活用』(Allport, 2017/1942) と題された論考と、見田宗介による『「質的」なデータ分析の方法論的な諸問題』(見田, 2012b/1965) と題された論考の 2 つのテキストに依拠した。いずれの論考も、人間の個別具体的な精神や生の有り様についての生きられたままの理解が、深い人間理解に向かう探究の基底にあって然るべきであるという主張を展開するものであった。本稿の論考を通して、事例の質的な典型性に根ざしたデータサンプリングの考え方や事例解釈の妥当性を裏づけるための工夫といった質的研究に固有の方法論に関わるいくつかの基本的前提を再確認することができた。

キーワード：

質的研究 事例の代表性 解釈の必然性 解釈の妥当性

1. 問題と目的

人間科学の探究に資する方法論をめぐる議論としてはすでに古典の位置に置かれる J. S. Bruner の「2つの思考様式」(Bruner, 1986) という主題の趣旨を正確に読解するならば、そこで主張されていることは、「2つの思考様式」は各々に異なる強みを持った思考様式として相互補完的に物事の理解に役立っており、両者を対立的に位置づけたり、一方を他方に還元して理解しようとしたりする試みは人間の思考の豊かな可能性を蔑ろにすることになる、ということであった。ここで Bruner (1986) が「2つの思考様式」として定式化した様式は、それぞれに「思考の論理 - 科学的様式 (logico-scientific

mode of thinking)」と「思考の物語様式 (narrative mode of thinking)」として知られるが、人間科学の探究に資する方法論をめぐる区別は Bruner の定式化に限られることなく今日に至るまで様々に表現されてきた。たとえば、「法則定立的 (nomothetic) な研究」と「個性記述的 (idiographic) な研究」、「仮説検証型の研究 (hypothesis-testing study)」と「仮説生成型の研究 (hypothesis-generating study)」、「定量的 (quantitative) な研究」と「定性的 (qualitative) な研究」、あるいは端的に「量的な研究」と「質的な研究」といった区別が知られよう。

Bruner (1986) が「2つの思考様式」という主題のもとに展開した議論を再論するならば、それぞれに異なる強みを持った複数の思考様式

は、各々の思考様式が置かれた文脈のもとで物事の理解に役立っているのであって、各々を対立的に位置づけたり、一方を他方に還元して理解しようとしたりする試みは、それぞれの思考様式の強みや利点を見落とすことになりかねない。だが、人間科学の探究に資する新たな試みとして「混合研究法 (mixed methods research)」(抱井, 2015) や「トライアングレーション (triangulation)」(Flick, 2007/2017) と呼ばれる考え方が知られるようになってきた一方で、研究の方法論上の立場や、データの分析方法などをめぐって「量的 (Quantitative)」なアプローチと「質的 (Qualitative)」なアプローチとを対立的に位置づけて理解しようとする言説や、研究成果の評価に際して一方の評価基準を他方の評価基準にそのまま当てはめて評価を行うおうとして、個々の研究の真価を見落としたりするケースが未だに存在していることは先に指摘した通りである (横山, 2022)。

このような状況に対し、本稿においては質的な研究の立場から、質的な研究に固有の強みを振り返りつつ、数量的な研究の強みとは異なる質的な研究に固有の方法論上の基礎を再確認する作業に取り組む。本稿がこの作業に質的な研究の立場から取り組む理由は、「量的な研究」と「質的な研究」とを対立的に位置づけて理解しようとする言説のうちに、数量的なアプローチに根ざした方法論を優位に位置づけようとする傾向や、数量的なアプローチの評価基準に質的なアプローチの評価基準を還元して理解しようとする傾向が見出されることによる。

さて、質的なアプローチに固有の方法論上の基礎を確認する作業に取り組むにあたって、本稿では G・W・Allport による『精神科学における個人的ドキュメントの活用』(Allport, 2017/1942) と題された論考と、見田宗介によ

る『「質的」なデータ分析の方法論的な諸問題』(見田, 2012b/1965) と題された論考の2つのテキストを導きの糸として用いる。いずれの論考も人間科学の探究に資する質的なデータの取り扱いについて根本からの考究に取り組んだものである。加えて、後者の見田の論考は前者の Allport の論考を礎にして執筆されたものであり、両者の間には内容上の一貫性が認められるとともに、見田の論考においては問題の一層の明瞭化が図られている。これらの理由をもって上の2つの論考が今日においてもなお本稿が扱おうとする主題に有益な道標になると考えた。

2. 『精神科学における個人的ドキュメントの活用』

2.1. 個性記述的な知の探究に向けて

冒頭の Bruner のハーヴァード大学におけるスーパーバイザーの1人でもあった G・W・Allport は、1942年に『精神科学における個人的ドキュメントの活用』(Allport, 2017/1942) と題された論考を発表している。この論考は、特定の個人によって作成された自叙伝や日記、手紙、作文、質問紙の自由記述、インタビューの逐語録、芸術作品といった個別具体的なドキュメントを人間科学の探究に資するものとして用いるために、どのような方法論上の課題に取り組まなければならないかについて、根本からの検討を試みたものである。この論考において Allport は、普遍性や一般性の解明を目指す「法則定立的 (nomothetic) な研究」と、特殊性や個別性の理解を目指す「個性記述的 (idiographic) な研究」とを区別する。そして、先の Bruner と同様に両者は人間科学の探究において対立的に位置づけるべき関係にあるのではなく、各々に異なる強みをもった探究の方法論として、いずれも物事の理解に役立っている

ことを強調する。その上で彼は、個別具体的なドキュメントを用いた個性記述的な研究には、法則定立的な研究に適用される方法論上の原則とは異なる、個性記述的な研究に適した方法論上の基礎が必要になると主張した。かくして Allport は、法則定立的な知への関心が幅を利かせるなかで消極的な評価しか与えられてこなかった個性記述的な知の探究を擁護して次のように主張するに至る。

個別的なものについての生きた知識が、あらゆる知識のはじまりである。それは、科学的な知であれどんな知であれ、変わりはない。心理学においても、人間性に対するわれわれの好奇心と知識の源泉は、具体的な個々人についての生きた知識のなかにある。具体的な個々人をありのままの複雑さにおいて知ることが、不可欠の第一歩なのだ。分析や分類を急ぎすぎると、精神生活をばらばらの断片に引き裂き、個人の生の営みにおのずから備わっている明らかなまとまりを捉え損ねるといふ、偽りの裂け目から出発するリスクを冒すことになる。不自然な切断と誤った抽象に性急に没頭してしまうのを避けるためには、心理学は、生きられたままの生に関心をもつ必要がある。

(Allport, 2017/1942, pp. 102-103)

上の引用部における Allport の主張の背後には、普遍性や一般性の解明を志向する探究と、特殊性や個別性の理解を志向する探究とは、人間の精神 (mind) や生 (life) という主題の探究において対立の関係や二者択一の関係にあるものではないという前提が敷かれている。その上で、仮に普遍性や一般性の解明を急ぐことに

よって、人間の精神や生の個別具体的な有り様の理解を蔑ろにするようなことがあるならば、その帰結が人間の現実についての誤った抽象や理論化に結びつく危険性は十分にある。こうした事態への警鐘として Allport は、人間の個別具体的な精神や生の有り様についての生きられたままの理解が、人間理解に向かう探究の基礎にあって然るべきであると主張したのである。そして、人間の精神や生の個別具体的な有り様についての生きられたままの理解を助ける研究資料として位置づけられたのが、Allport にとっては特定の個人によって作成された自叙伝や日記、手紙、作文、質問紙の自由記述、インタビューの逐語録、芸術作品といった個人的ドキュメントであった。彼は、個人的ドキュメントを次のように定義する。

個人的ドキュメントは、意図的にせよ意図的ではないにせよ、書き手の精神生活の構造とダイナミックスと機能に関する情報をもたらす、いっさいの自己表示的な記録である、と定義されよう。

(Allport, 2017/1942, p. 17 : 傍点原文)

だが、自叙伝や日記、手紙、作文、質問紙の自由記述、インタビューの逐語録、芸術作品といった個人的なドキュメントを、科学的な探究に資する研究資料として扱うことに対しては、今日に至るまで少なからぬ懐疑や批判の眼差しが向けられてきた。Allport はこうした懐疑や批判の最たるを 14 ケース取り上げ、一つ一つ吟味した上で反論や応答を試みているが、本稿では今日にも通じる主たる批判を 2 つだけ取り上げ、Allport の応答とともに検討を加える。

2.2. 事例の「代表性」の問題

1つ目の批判は、取り上げられる事例の代表性の問題である。ある知見の普遍性や一般性を研究成果の有効性を評価する1つの基準に据える法則定立的な研究のもとでは、研究知見の妥当性を保証する資料として取り上げられるサンプルは、研究対象として定義された母集団の中からいずれのサンプルを取り上げて検討に付したとしても、取り上げたサンプルが母集団の何らかの特徴を反映している、という前提を必要とする。特定のサンプルが定義された母集団の特徴を代表し得ていることを説得的に示す方法の1つは、定義された母集団が内包するすべてのサンプルを取り上げて検討に付する全数調査である。だが、実行可能性の観点から見ても全数調査には限界が伴う。そこで一般に用いられるのが無作為抽出法（random sampling）と呼ばれる手法である。定義された母集団から特定のサンプルが取り出される可能性の確率的平等を根拠にすることによって、当のサンプルが母集団の特徴を代表し得るのかどうかについての懐疑に応答する。ある知見の妥当性を担保するために必要となるサンプルの数は、定義された母集団の特徴を明らかにするに足る推論が統計学的に成り立つサイズである必要がある。ここでは適切なサンプルサイズを決定するための統計学的方法論に基づいた方程式が活用される。

他方、特定の個人によって作成された自叙伝や日記、手紙、作文、質問紙の自由記述、インタビューの逐語録、芸術作品といった個人的なドキュメントは、ドキュメント自体の独自性や特殊性が高いために、もとより母集団の全数的特徴を代表するサンプルとはみなし難い場合がある。この点を取り上げて、研究知見の母集団への適用可能性、言葉を換えて言えば、研究知見の一般化可能性の観点から個性記述的な研究

の有効性に疑問を投げ掛けるむきもある。だが、母集団の全数的特徴に還元し難い固有性や独自性を明らかにしている点に個人的なドキュメントを用いた研究の強みがあると言ってもよい。Allport (2017/1942) はこの点を強調しつつ、個性記述的な研究に対して向けられるサンプルの代表性についての批判に対し、次のように応答する。

この批判は法則定立的な準拠枠のなかにおいてのみ適切なものである、ということには留意しておくべきである。ひとりの人間生活がどのように構造化されており、どのように機能しているかを明らかにする目的で、単一の人生に関心を抱いているのであれば、ただ一つの妥当なドキュメントがありさえすればいいのだ。

(Allport, 2017/1942, p. 194: 傍点原文)

上の引用部で Allport が述べていることは、個々に異なる個人史を背負ったひとりひとりとして生きる人間の個別具体的な精神や生の有り様の理解を目的に据えた研究に対しては、サンプルの代表性の批判は筋違いのものになる、ということである。研究の目的に合わせて適切なサンプルを収集していく方法は、今日では合目的的サンプリング（purposive sampling）と呼ばれ、質的研究における代表的なサンプリング手法の1つとして知られる。ここでは、研究対象に定められた母集団と取り上げられたサンプルとの照応可能性ではなく、掲げられた研究目的に照らしたサンプリングの適切性が問われることになる。

上の引用部で Allport が述べていることは、まさにこの趣旨におけるものと言えるだろう。だが、ここでの彼の応答は、研究目的の如何によってサンプルの代表性に関わる批判は的はず

れのものになると述べているに留まる。他方、個性記述的な研究においてもまた、個々の個別具体的な事例の精緻な分析のうちに、人間の精神や生の普遍性に触れる洞察が必要になるのではないか。統計学的な推論に基づいた全数的一般性とは異なる意味での、人間の精神や生の普遍性に触れる洞察が必要になるのではないか。たとえば、後に検討する見田がかつて指摘したように、特定の事例やドキュメントが触発する「追体験的な了解可能性」(見田, 2012a/1965, p.137) に基礎づけられた普遍性や一般性といった方法論の存立可能性を吟味してみる必要があるのではないだろうか。この点において Allport の上の応答は消極的な応答の域を出るものではないと言わねばならないだろう。

2.3. 解釈の「必然性」の問題

個人的なドキュメントを用いた研究に対する主たる批判の2つ目は、事例やドキュメントの解釈の必然性に関する疑念に由来するものである。Allport (2017/1942) は、事例やドキュメントに解釈を施したり、特定の概念を用いて整理し直したりする作業を、生きた物語に理論を与える作業として定義した上で、個性記述的な研究に向けられるお馴染みの批判の1つとして、ドキュメントや事例の解釈における必然性の欠如をあげている。

事例の解釈を読んでいて、その研究者によって与えられた概念化ではなくて、まったく異なった概念化でも、その生のデータにあてはまるだろうと感ずることが、たびたびある。

(Allport, 2017/1942, pp. 212-213)

上の引用部で Allport が述べていることは、

ある事例やドキュメントの解釈や概念化において、特定の解釈や概念化が成り立つのとちょうど同じ程度に、当の事例やドキュメントについての別の解釈や概念化も成り立つのではないか、という疑義がたびたび呈されるということである。言葉を換えて言えば、事例やドキュメントに対する解釈や概念化が、研究者や分析者の求める結論に引き寄せられた恣意的なものになっており、研究対象に据えられた事例やドキュメントから当の解釈や概念化が引き出されるに至る必然性が見出せないという批判である。この批判に対して Allport は、解釈や概念化の作業は人間の思考や理解の過程の至るところに入り込んでくるため、一般的に言ってこれらの批判はもっともなものであり、これらの批判に対して満足のいく応答を返すことは困難であるとしている。ただし、これらの批判は個性記述的な研究に対してのみ成り立つものではなく、法則定立的な研究に対しても同様に成り立つものであることは注記しておくべきであろう。その上で、彼は事例やドキュメントの解釈や概念化における恣意性への疑念を払拭するための方法論上の工夫が必要になることを認めつつ次のように述べる。

相反する解釈をうみだすのは、個人的ドキュメントの主観性のせいではない。むしろ、個人的ドキュメント特有の無限の複雑さを熟考するさいの、人間精神の多才ぶりのせいである。人間の行動を探究し解釈するのに役立つ地図がいつでも多様でありうるという事実を、認めなければならぬ。つまるところ、(同等の耐久性をそなえた) 多様な理論が不可避である。おそらく、それは望ましくもあるのだろう。

(Allport, 2017/1942, p. 261: 括弧内原文)

人間の経験をプロットする助けとなりうる海図は、いつの時代になっても、種々あるだろう。しかし、地理学においても、地球の地図を描くための、さまざまな可能な、しかも等しく妥当な投射図法があることに、われわれは注目したい。

(Allport, 2017/1942, p. 278)

ここでの Allport の応答は、事例やドキュメントを用いた個性記述的な研究の可能性を低く見積もるようなものではない。むしろ、事例やドキュメントの分析が生み出す解釈の多様性を擁護するものとなっている。ここで彼が述べていることは、事例やドキュメントの分析が多様な解釈とむすびつくのは、事例やドキュメントの独自性や特殊性に起因するものというよりは、物事について多様な解釈を生み出すことを可能にしている人間の精神に固有の才による、ということである。

ここでは上の2つの引用部において Allport が地図のたとえを用いて説明を行っていることに注目しておきたい。地図はその役割において現実の正しい抽象であることが求められる。我々は目的に応じて様々なタイプの地図を参照することができるが、そのいずれもある観点から捉えた現実の正しい抽象になっている。この意味において、仮に対象となる現実が同じであったとしても、その抽象として作成される地図には複数の描き方を想定することができるのであって、対象となる現実に対して唯一必然の地図というものがあるわけではない。Allport は人間理解に向けた探究も同様であると言う。すなわち、解釈の多様性は必ずしも批判の対象となり得るものではなく、当の解釈が現実の正しい抽象であると認め得る限りにおいて、多様な解釈はむしろ望むべきものであると言う。さ

て、ここに新たな課題として立ち上がってくる問題が、解釈が現実の正しい抽象であると認め得る限りにおいて、という付帯条件であろう。すなわち、事例やドキュメントに対して為される解釈が、現実の正しい抽象になっているということをどのように評価すればよいのか、という問題に取り組む必要が出てくる。

この問いに対して Allport は「必然的な解釈」と「妥当な解釈」とを異なるものとして区別した上で、人間の精神が為し得る解釈の多様性に鑑みるならば、特定の事例やドキュメントに対するただひとつの「必然的な解釈」を要求するのはナンセンスであるが、当の事例やドキュメントが示し出す現実についての「妥当な解釈」を要求するのは然るべき要請であると主張する。そして、事例やドキュメントに対して為される解釈の妥当性を評価するためのいくつかの検証基準を取り上げている。ここで彼が取り上げている検証基準は、事例やドキュメントを用いた研究の妥当性について社会学者 Herbert Blumer が著した論評『社会科学における調査研究批評 (I) : トマスとズナニエツキの『ポーランド農民』の評価』(Blumer, 1939) の内容に基づくものである。ここでは Allport (2017/1942) の要約を参照しつつその概要を示す。

主観的に確かだという感覚 ある事例やドキュメントに対して為された解釈が、当の解釈の担い手や受け手にとって納得のいくものであることは、解釈の妥当性の基準の十分条件とは言えないが、必要条件ではあろう。少なくとも、ある解釈が当の解釈の担い手にとって納得し得るものになっていることは、解釈の妥当性の基準の最初の足掛かりにはなろう。

既知の諸事実との適合性 ある事例やドキュメントに対して為された解釈が、既知の諸

事実や先行研究において示された知見と重なりを持つとき、当の重なりをもって解釈の妥当性を担保することができるかもしれない。この意味において、既知の諸事実や先行研究の知見との適合性は解釈の妥当性を高める基準になり得る。ただし、個性記述的な研究においては、ある事例やドキュメントに表れ出ている人々の精神や生の有り様の独自性や固有性に価値が置かれるケースもある。こうしたケースにおいては、既知の諸事実や先行研究に示された知見との適合性は、解釈の妥当性の基準に据えることができない。

思考実験 ある事例やドキュメントに対して為された解釈を一つの準拠枠として、異なる文脈で起こり得る複数の可能性に推し広げた思弁的な吟味を展開することによって、解釈の妥当性を高めることができる場合がある。ただし、思考実験は研究者や分析者の思弁的推論のもとに展開されることになるため、今度は当の思弁的推論の妥当性に関わる問題が立ち上がってくることになる。この意味において思考実験は解釈の妥当性を高めるテクニックの1つとして興味深い可能性を持つ一方で、研究者や分析者の洞察力やセンス、技量に負うところも大きい。

予見力 ある事例やドキュメントに対して為された解釈が、異なる文脈で得られた複数の事例やドキュメントが示し出す現実をも的確に捉えるものになっているとき、その予見力を持って当の解釈の妥当性を裏づけることができるかもしれない。この意味において予見力は解釈の妥当性を測る基準の1つに据えることができるように思われる。ただし、この基準のみで解釈の妥当性を担保することはできない。というのも、(1) 解釈を付する事例やドキュメントの独自性や固有性が高い場合にはこの基準は利

用できない上に、(2) 事例やドキュメントの誤った解釈に基づいた予見がたまたま上手くいくというケースがないわけではないからである。

社会的同意 ある事例やドキュメントに対して為された解釈について、多くの読者や専門家の納得や同意が得られるならば、この同意をもって解釈の妥当性を担保することができるかもしれない。ただし、社会的同意／不同意の背景には当事者間の社会・文化・歴史的なバックグラウンドの異同や、専門家集団の思考様式に潜むバイアスの影響といった懸念も残る。この点において社会的同意は解釈の妥当性の評価における有効な検証基準の1つに据え得るが、社会的同意のみで解釈の妥当性を担保することはできない。なお、この検証基準を一步先にすすめたところには、事例やドキュメントの解釈の結果を研究対象者や研究協力者自身に提示し、解釈の妥当性を研究対象者や研究協力者自身に吟味してもらうという方法が考えられる。

内的一貫性 ある事例やドキュメントに対して為された解釈が、関連する他の事例やドキュメントに対して為された解釈と整合的である場合に、解釈と解釈との間の一貫性をもって解釈の妥当性を担保することができるかもしれない。むしろ、個性記述的な研究において活用される諸種の事例やドキュメントは、その内容において様々な矛盾や非一貫性を伴っている場合がある。しかし、個別具体的な事例やドキュメントの蓄積と分析の先に、何らかの一貫性を伴った解釈図式が浮かび上がってくるならば、当の解釈図式に見出される一貫性をもって解釈の妥当性を担保することができよう。

以上に掲げられた特定の事例やドキュメントに対して為される解釈の妥当性を評価するための検証基準は、解釈の妥当性を担保するという目的に照らして、それぞれに有用な指標を提供

してくれている。ただし、Allport 自身も指摘するように、これらの検証基準は、そのいずれかの単独の充足によって解釈の妥当性を保証し得るものではない。それでもなお、ここに示されたいくつかの検証基準を重ね合わせて活用することによって、事例やドキュメントの解釈や概念化に対する恣意性の懸念を低減させ、解釈や概念化の妥当性を明らかにしていくことができるのではないだろうか。Allport は、特定の事例やドキュメントの解釈に基づいた研究に対して、ただひとつの「必然的な解釈」を求めるのは筋違いの要求になることを繰り返し強調する。そして、我々が為すべきは唯一の「必然的な解釈」を導き出すための努力ではなく、「妥当な解釈」を裏づけるための様々な工夫を考究することを通して、人間の生や精神についてのより豊かな理解に向かう努力であると結論づける。

3. 『「質的」なデータ分析の方法論的な諸問題』

3.1 質的なデータに基づく探究の射程

さて、上述の Allport の論考『精神科学における個人的ドキュメントの活用』（Allport, 2017/1942）を論究の試金石の1つに据え、社会科学の探究における質的なデータを用いた研究の方法論上の問題に取り組んだのが見田宗介であった。彼は Allport の先の論考を、質的なデータを用いた研究が直面することになる方法論上の問題について根本からの検討を試みたほとんど唯一のテキストと評した上で、当の問題の再定式化をはかっている。この論考が『「質的」なデータ分析の方法論的な諸問題』（見田, 2012b/1965）と題されたテキストである。以下では、見田が Allport の議論の再定式化を図ったことによって、質的なデータを用いた研

究の方法論上の問題の輪郭と、この問題への応答の見通しがより明瞭にされている部分に焦点をあてて検討を進める。

見田（2012a/1965）もまた、質的なデータと数量的なデータには、それぞれに固有の長所と短所とがあり、それぞれの仕方で物事の理解に役立っているため、一方を他方に還元して理解しようとしたり、両者を対立的、二者択一的に理解しようとしたりすることは控えるべきであるという立場をとる。一例として彼は、質的なデータを数量的なデータに変換して分析を進めようとする試みは、臨場のコンテクストと結びついた個々の出来事の流れや質感といった質的なデータに固有の強みを結果的には捨象することになっているために、質的なデータ本来の強みを生かした分析にはなり得ないと指摘する。さて、こうした指摘に続いて見田は、質的なデータの活用が有効に機能する研究課題のタイプとして以下の3つをあげている。

- (1) ある社会（心理）現象の、内的な構造
連関の解明
 - (2) 生成・発展・衰退・消滅における動的な因果連関の追求
 - (3) 実体または機能に関する、類型論の展開
- （見田, 2012b/1965, p. 164：傍点原文）

すなわち、質的なデータに基づいた研究は、特定の心理、社会的現象の内側で作用しあっている諸要因の影響関係や、物事の盛衰に関わる動的なむすびつきの諸相、特定の現象に関わる類型論の展開といった主題を扱うことを得意としている。だがその一方で、質的なデータを用いた研究には弱点もある。見田はこの弱点の最たるものとして次の2つをあげている。1つ目

は、質的なデータは取り上げられるデータの「代表性」の保証がないために、普遍的な法則を導き出すことができないと考えられていることである。2つ目は、質的なデータについては、データを分析するための標準化された手続きが十分に確立していないために、データの分析や解釈が恣意的、主観的に為されているとの疑念が絶えずつきまとうということである（見田, 2012a/1965）。以上の2つの批判に対し、見田は先の Allport の論考に依拠しつつ以下のように応答する。

3.2. 事例の「代表性」の問題

質的なデータを用いた研究に対して為される主要な方法論上の批判の1つが、取り上げられるデータの「代表性」の問題であった。法則定立的な研究におけるデータサンプリングの原則は、取り上げられるサンプルが、研究対象として定義された母集団の全数的な特徴を代表している、ということであった。見田 (2012b/1965) は、ここには「近似性の原理」とも呼び得る前提が敷かれていると言う。「近似性の原理」というのは、取り上げられる事例が、当の事例が内包する諸種の特徴において、研究対象として定義された母集団に含まれる他事例が有する諸特徴と総じて似通っている必要がある、というものである。この「近似性の原理」を充足するサンプリング手法としてその有効性が認められているのが、研究対象に定められた母集団から特定のサンプルが取り出される可能性の確率的平等を根拠にすることによって、当のサンプルが母集団の有する特徴を代表し得ているかについての懐疑に応答する「無作為抽出法 (random sampling)」であることは先に述べた通りである。

だが、見田は事例の選出に際して求められる

「近似性の原理」が有効であるのは、研究対象に定められた母集団の全数的な特徴を明らかにすることが研究目的に据えられている場合に限られると言う。要するに、事例のサンプリングにおける「近似性の原理」が有効であるのは、研究の目的に照らして当の原理が有効に機能すると考えられる場合に限られるのであって、研究目的の如何によってはそもそも「近似性の原理」を当てはめる必要がない場合もある。かくして見田は、研究対象に固有の、独特かつ動的な特徴を明らかにしようと試みるような研究目的のもとでは、取り上げる事例の数量的な典型性ではなく、むしろ質的な典型性を考慮に入れる必要があると言う。すなわち、理解を試みている事象に関連する複数の特徴がひとつの事例に集約して現れ出ているような事例を質的な典型を示す事例として取り上げる必要があるとする。こうした事例は、必ずしも法則定立的な研究の文脈で言われるところの母集団の特徴を代表する事例であるとは限らない。だが見田は、質的な典型性を考慮して選び出された事例の詳細な分析が、物事についての深い理解に結びつく可能性があることを活火山の例を用いて説得的に論じている。

活火山はけっして地表の「平均的」なサンプルではない。しかし活火山から噴き出した熔岩を分析することをつうじて、地殻の内部的な構造を理解するための有力な手掛りがえられるのである。極端な、あるいはむしろ例外的な事例が、他の多くの平常的な事例を理解するための、いっそう有力な戦略データとなることは、自然科学においてさえ多くみられる。

(見田, 2012b/1965, p. 157 : 傍点原文)

活火山は地表面の特徴を押し並べて代表するようなサンプルではない。むしろ、地表面の平均からすれば極めて特殊なサンプルである。だが、特殊なサンプルとも言える活火山から噴出した溶岩を詳細に分析することを通じて、我々は地球の内部構造を理解する手掛かりを得ることができる。見田はこうした事例を「特殊なもの

の普遍性」(見田, 2012b/1965, p.157)と呼び、同じことは人間科学の探究においても起こり得ると主張する。すなわち、極めて特殊にも思われる事例の分析が、人間の精神や社会についての深い洞察を導く可能性は十分にあると言う。ここでの見田の主張は、研究目的の据え方によってサンプルの代表性に関わる批判は的はずれのものになると指摘するに留まっていた Allport (2017/1942) の議論を方法的に一步前に進めるものになっていると言えよう。すなわち、特殊な事例の精緻な分析が、人間の精神や社会についての深い洞察を導く可能性があるという指摘によって、質的なデータに基づく研究の意義を方法的に支える道筋を示している。

3.3. 解釈の「必然性」の問題

さて、質的なデータを用いた探究に対する主たる批判の2つ目に挙げられていたのが、質的なデータの解釈は、その解釈者によって恣意的、主観的に為されている印象があり、当の解釈が客観的にみて唯一必然のものであるという裏づけがない、というものであった。この批判に対して見田(2012b/1965)は先の Allport (2017/1942) の応答を引き継いだ応答を試みている。彼は、ある事例の解釈において特定の解釈が成り立つのとちょうど同じ程度に、当の事例についての別の解釈も成り立つのではないか、という疑義がもっともなものであることを認めた上で、先の Allport の地図のたとえを展

開して次のように述べる。

客観的に、われわれの意識から独立して存在する〈現実〉そのものと、研究者の構成する〈現実像〉との関係は、ちょうど、地理的な現実と地図との関係と同じことである…。ところで地図には、五万分の一の地図もあれば、二〇万分の一の地図もある。街路図もあれば、地勢図もある。メルカトル法によるものもあれば、モルワイデ法によるものもある。産業地図も交通地図も人工地図もある。それぞれの描く現実像は、おのおの様相を異にしている。しかしそれらは、すべて正しい地図なのである。それぞれの用途・観点・問題意識に応じて、適切な地図・正しい地図は幾通りもある。もちろん地図は、現地(現実そのもの)を正しく抽象せねばならない以上、恣意的・主観的な作成は許されない。けれども、たとえば京都市なら京都市の、唯一の「必然的な」地図というものが、あるわけではない。研究対象となった事例そのものと、研究者の解釈(=事例像)との関係も全く同様である。それぞれの研究目的・問題意識に応じて、適切な解釈・正しい解釈は幾通りもある。もちろん解釈は、事例(現実そのもの)を正しく抽象せねばならない以上、恣意的・主観的な作成は許されない。けれども、ある事例に関して、唯一の「必然的な」解釈というものが、あるわけではない。

(見田, 2012b/1965, p. 167: 傍点原文)

上の引用部における見田の応答は、明らかにかつての Allport が事例やドキュメントの解釈における必然性の問題について地図のたとえを

用いて応答を試みたところの展開である。地図はその役割において現実の正しい抽象である必要がある。他方、我々はそれぞれの用途や目的に応じてさまざまな種類の地図を参照することができる。それぞれの地図が描き出す現実像はおおのちに異なっているが、いずれも現実の正しい抽象である限りにおいて恣意的、主観的な作成が許されているわけではない。

ここでの含意は、現実を正しく抽象する仕方については、実際複数の仕方を想定することができるのであって、現実の抽象について唯一必然の正解たる抽象というものがあるわけではない、ということである。見田は研究対象となっている事例と、当の事例の解釈との関係も同様であるという。それぞれの研究目的に応じて妥当な解釈はさまざまに成り立ち得るのであって、ある事例についての唯一必然の正解たる解釈というものがあるわけではない。

さて、ここで改めて問題になってくるのが、見田のいう妥当な解釈、正しい解釈をどのように評価するのか、という論点であろう。解釈は現実の正しい抽象である必要があるため、恣意的、主観的な解釈が認められるわけではない。では、当の解釈が妥当な解釈、正しい解釈であることはどのように保証し得るのであろうか。この問題に対する見田の応答も基本的な筋においては先の Allport の応答に沿ったものとなっている。彼は Allport に倣って「必然的な解釈」と「妥当な解釈」とを区別した上で、質的なデータを用いた研究において求められることは、唯一の「必然的な解釈」であるかどうかではなく、それぞれの研究目的に応じて「妥当な解釈」であるかどうかであると言う。そして、質的なデータに対して為される解釈の妥当性を評価するためのいくつかの検証基準を先行研究の整理に基づきつつ検討している。だが、こ

で見田が検討を行なっている検証基準もまた、その基本的な筋においては先の Allport の論考に依拠したものになっているため、ここで改めて繰り返すことはしない。

4. 質的研究におけるデータの 代表性と解釈の妥当性

本稿の目的は、質的な研究の立場から、質的な研究に固有の強みを振り返りつつ、数量的な研究の強みとは異なる質的な研究に固有の方法論上の基礎を再確認する作業に取り組むことにあった。この作業に取り組むにあたって、本稿では G・W・Allport による『精神科学における個人的ドキュメントの活用』(Allport, 2017/1942) と題された論考と、見田宗介による『「質的」なデータ分析の方法論的な諸問題』(見田, 2012b/1965) と題された論考の2つのテキストに依拠した。いずれの論考も、個々に異なる個人史を背負って生きる人間の個別具体的な精神や生の有り様についての生きられたままの理解が、深い人間理解に向かう探究の基底にあって然るべきであるという主張を展開するものであった。

そして、こうした人間の精神や生の個別具体的な有り様についての生きられたままの理解を助ける研究資料として位置づけられたのが、自叙伝や日記、手紙、作文、質問紙の自由記述、インタビューの逐語録、芸術作品といった資料を含む質的なデータであった。だが、これらの質的なデータを、科学的な探究に資する研究資料として扱うことに対しては、今日に至るまで少なからぬ懐疑や批判の眼差しが向けられてきた。本稿ではこうした懐疑や批判の最たるを2つ取り上げ、これらへの Allport と見田の応答を頼りに論究を進めた。

第1の批判は、サンプルの代表性についての

批判であった。法則定立的な研究においては、取り上げられたサンプルが、研究対象に定められた母集団の特徴を代表していることがサンプリングの必要条件に据えられる。これに対し、個性記述的な研究において取り上げられるサンプルは、上の文脈で言われる母集団の特徴を代表するものであるとは限らない。むしろ、母集団の全数的特徴に還元し難い特徴を明らかにしている点に個性記述的な研究におけるサンプルの意義が認められる場合がある。この場合、サンプルの代表性についての批判は、妥当な批判とはなり得ない。Allportと見田が指摘したことは、サンプルの代表性をめぐる議論は、研究対象に定められた母集団の全数的特徴を明らかにするという研究目的のもとでのみ妥当となる議論であって、研究目的の据え方によってはこの批判は見当違いのものになる、ということであった。さらに見田は、特殊な事例の詳細な分析が人間の精神や社会についての深い洞察にむすびつく可能性があることを「特殊なものの普遍性」と称して定式化することによって、質的なデータに基づく研究の意義を方法論的に支える道筋を見出していた。この道筋には、特定の事例やドキュメントが触発する「追体験的な了解可能性（見田, 2012a/1965, p. 137）」に基礎づけられた普遍性や一般性といった方法論の存立可能性が垣間見られた。

第2の批判は、解釈の必然性についての批判であった。この批判は、ある事例の解釈において特定の解釈が成り立つのとちょうど同じ程度に、当の事例についての別の解釈も成り立つのではないか、という疑義を発露として、質的なデータの解釈における必然性の欠如や、解釈者による解釈の恣意性に疑念を差し挟むものであった。Allportと見田は、こうした批判が的を得たものであることを認めつつも、地図のた

とえを用い、現実を正しく抽象する仕方には、複数の仕方を想定することができるのであって、現実の抽象について唯一必然の正解たる抽象というものがあるわけではない、と応じた。そして、「必然的な解釈」と「妥当な解釈」とが異なるものであることを指摘した上で、質的なデータを用いた研究に求めるべきは唯一の「必然的な解釈」を導き出すための努力ではなく、「妥当な解釈」を裏づけるための様々な工夫を考究することを通して人間の生や精神についてのより豊かな理解に向かう努力である、と主張した。

本稿の論究は、質的なデータに基づいた研究に固有の強みを振り返りつつ、数量的な研究において求められる方法論上の原理とは異なる、質的な研究に固有の方法論上の基礎を確認することを目的として進められた。本稿の論究を通して、事例の質的な典型性に根ざしたデータサンプリングの考え方や事例解釈の妥当性を裏づけるための工夫といった質的な研究に固有の方法論に関わるいくつかの基本的前提を再確認することができたのではないだろうか。

文献

- オールポート, G. W. (2017). 個人的ドキュメントの活用. オールポート, G. W. (著), 質的研究法 (福岡案則, 訳) (pp. 9-294). 弘文堂. (Allport, G. W. (1942). *The use of personal document in psychological science*. Social Science Research Council.)
- Bruner, J. S. (1986). *Actual Minds, Possible Worlds*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Blumer, H. (1939). *Critiques of research in the social sciences, VI: An appraisal of Thomas and Znaniecki's the Polish peasant in Europe and America*. NY: Social Science Research Council.
- フリック, U. (2017). 質的研究の「質の管理」(上淵寿, 訳). 新曜社. (Flick, U. (2007). *Managing quality in qualitative research*. Sage Publications.)
- 抱井尚子 (2015). 混合研究法入門: 質と量による統

- 合のアート. 医学書院.
- 見田宗介 (2012a). 数量的データと「質的」なデータ.
見田宗介 (著), 定本 見田宗介著作集Ⅷ: 社会学の
主題と方法 (pp. 136-152). 岩波書店.
- 見田宗介 (2012b). 「質的」なデータ分析の方法論的
な諸問題. 見田宗介 (著), 定本 見田宗介著作集Ⅷ:
社会学の主題と方法 (pp. 153-181). 岩波書店.
- 横山草介 (2022). 「2つの思考様式」の射程. 東京都
市大学人間科学部紀要, vol. 13, 69-78.